

平成30年度

嘉島町簡易水道事業特別会計補正予算
(第3号)

議案第18号

平成30年度嘉島町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成30年度嘉島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,616千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,368千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成31年3月8日提出

嘉島町長 荒木泰臣

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫補助金		1,764	△223	1,541
	1 国庫補助金	1,764	△223	1,541
2 繰入金		11,332	△1,893	9,439
	1 一般会計繰入金	11,332	△1,893	9,439
5 町債		3,500	△500	3,000
	1 町債	3,500	△500	3,000
歳入合計		22,984	△2,616	20,368

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業費		21,074	△2,148	18,926
	1 総務費	551	△167	384
	2 事業費	20,523	△1,981	18,542
2 公債費		1,410	△468	942
	1 利子	1,410	△468	942
歳出合計		22,984	△2,616	20,368

第 2 表 地 方 債 補 正

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業	3,500	証書借入	年10%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率	40年以内 (うち据置期間5 年以内) 半年賦元利均等 償還又は半年賦元 金均等償還等 ただし、町財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は低金利債に借換 えをすることができる。	3,000	証書借入	年10%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び機構資金 について、利率 の見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率	40年以内 (うち据置期間5 年以内) 半年賦元利均等 償還又は半年賦元 金均等償還等 ただし、町財政 の都合により、繰 上償還をなし、又 は低金利債に借換 えをすることができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳 入

(款) 1 国庫補助金

(項) 1 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 簡易水道事業国庫補助金	1,764	△223	1,541	1 簡易水道事業国庫補助金	△223	・簡易水道等施設整備費国庫補助金
計	1,764	△223	1,541			

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1 一般会計繰入金	11,332	△1,893	9,439	1 一般会計繰入金	△1,893	・一般会計繰入金
計	11,332	△1,893	9,439			

(款) 5 町債

(項) 1 町債

1 町債	3,500	△500	3,000	1 簡易水道事業債	△500	・簡易水道事業債
計	3,500	△500	3,000			

2. 歳 出

(款) 1 事業費

(項) 1 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	551	△167	384				△167	9 旅費 12 役務費 13 委託料	△16 △132 △19	・職員普通旅費 ・損害保険料等 ・除草等業務委託料
計	551	△167	384				△167			

(款) 1 事業費

(項) 2 事業費

1 施設整備費	20,523	△1,981	18,542	△223	△500		△1,258	2 給料 13 委託料 15 工事請負費 22 補償、補填及び賠償金	18 △1,066 △833 △100	・職員給 ・測量設計委託料 ・工事請負費 ・事業損失補償費
計	20,523	△1,981	18,542	△223	△500		△1,258			

(款) 2 公債費

(項) 1 利子

1 利子	1,410	△468	942				△468	23 償還金、利子及び割引料	△468	・利子
計	1,410	△468	942				△468			